

愛知教育大学インクルーシブ教育推進センター委員会規程

2020年3月31日

規程第22号

(設置)

第1条 この規程は、愛知教育大学インクルーシブ教育推進センター規程（2020年規程●号。以下「センター規程」という。）第7条第2項の規定に基づき、愛知教育大学インクルーシブ教育推進センター委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センター規程第3条に規定する事項
- (2) 愛知教育大学インクルーシブ教育推進センター（以下「センター」という。）の管理運営に関する事項
- (3) その他、センターの目的達成のために必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名した理事又は副学長
- (2) センター長
- (3) センター担当教員
- (4) 学長が指名した者

(任期)

第4条 前条第4号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠としての委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、第3条第1号に掲げる委員をもって充て、副委員長は同条第2号から第4号に掲げる委員の互選によるものとする。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(成立要件)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じて委員で構成する部会を設けることができる。

(専門委員会)

第8条 委員会は、必要に応じて委員及び委員以外の者で構成する専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会は、必要に応じて関係者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、附属学校課において行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、委員会及び教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。